

墓地 / 納骨堂 / 火葬場 変更許可申請の手順について

〈問い合わせ先〉伊勢崎市環境部環境政策課

TEL0270-27-2733

許可を受けて設けた墓地の区域または納骨堂もしくは火葬場の施設を変更するときは市長の許可を受けなければなりません。関係法令を確認のうえ、以下の手順に沿って手続きをしてください。

◆関係法令（抜粋）

<墓地、埋葬等に関する法律>

※都道府県知事は市長に読み替えること

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

<伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例>

第6条 市長は、法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地等の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条及び第8条に規定する基準に適合するとともに、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

(1) 地方公共団体が営もうとするとき。

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において営もうとするとき。

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において営もうとするとき。

2 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更後の区域における墓地の経営が、前項本文の規定に該当するほか、当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、当該変更により墓地でなくなる区域がある場合にあっては、当該区域における改葬が完了していると認められるときでなければ、法第10条第2項の許可をしてはならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 第1項の規定は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合について準用する。

5 申請予定者は、法第10条第1項又は第2項の許可を受けた日から3年を経過しなければ、新たに法第10条第1項又は第2項（拡張の場合に限る。）の許可を受けることができない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

6 市長は、法第10条第1項又は第2項の許可を受けて墓地等を営もうとする者に対し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

<伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則>

第9条 変更許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（様式第9号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、市長がその必要がないと認めるときは、必要書類の一部を省略することができる。

第16条 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 変更する前の墓地の区域と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、当該変更に係る墓地のうち既に経営許可を受けている墓地（以下「基準墓地」という。）の区域の面積の2倍以下であること。

(2) 基準墓地の区域と変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が一体の墓地であると認められること。

◆手続きの手順は裏面参照◆

墓地、納骨堂、火葬場によって手続きに必要な書類等が異なりますのでご注意ください。

手続き内容	期間等	提出書類
<p>(1)事前協議</p>	<p>変更許可申請予定日の120日前までに提出する</p>	<p><input type="checkbox"/>事前協議書（様式第1号）</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類</p> <p>1.変更経営計画書 ※経営計画書に対し変更が生じた項目に限るものとする</p> <p>(1) 共通事項 ア 設置の目的 イ 名称 ウ 所在地 エ 土地の地目 オ 土地の面積 カ 管理者の住所及び氏名 キ 工事予定期間</p> <p>(2) 墓地の場合 ア 墳墓の区画数 イ 駐車場の駐車台数 ウ 埋葬の有無</p> <p>(3) 納骨堂の場合 ア 建物の構造 イ 敷地面積 ウ 建物延べ面積 エ 納骨区画数</p> <p>(4) 火葬場の場合 ア 建物の構造 イ 敷地面積 ウ 建物延べ面積 エ 火葬炉の方式及び型式 オ 火葬炉の数 カ 公害防止のための装置の種類及び型式 キ アからカまでに掲げるもののほか、火葬場に附属する施設</p> <p>2.次に掲げる墓地等の経営に係る財務等に関する書類 (1) 墓地等の設置に要する費用の財源内訳書及びそれを証する書類 (2) 墓地等の経営者の財務の状況を示す貸借対照表等の書類 (3) 資金計画を示した収支予算書</p> <p>3.変更後の墓地等の周囲120m以内の区域の河川、湖沼、学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅、飲料水の水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図</p> <p>4.変更後の墓地等の場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図</p> <p>5.墓地にあっては、次に掲げる図面 (1) 変更後の墓地の区域を明らかにした図面 (2) 変更後の墳墓の区画、緑地帯、通路、排水設備、自動車駐車施設、便所、給水設備及びごみ集積設備を示した平面図及び配置図 (3) 変更後の排水設備の構造を示す図面 (4) (2)に掲げるもののほか、構造物を設置する場合は、変更後のその配置及び構造を示す図面</p> <p>6.納骨堂及び火葬場にあっては、変更後の建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図</p> <p>7.変更後の墓地等に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し</p> <p>8.法人の定款、規則その他これに類する書類の写し及び登記事項証明書並びに墓地等の変更に係る意思決定をした旨を証する書類</p> <p>9.墓地等の変更に関し、他の法令の規定により許可等を要する場合にあっては、当該法令に基づく許可書等の写し</p> <p>10.変更しようとする墓地等について既に受けている許可書</p> <p>11.変更により墓地又は納骨堂でなくなる区域がある場合にあっては、当該区域について改葬が完了していることを証する書類</p> <p>12.その他市長が必要と認める書類</p> <p>……………【事前協議内容の変更】……………</p> <p><input type="checkbox"/>事前協議内容変更報告書（様式第2号）を経営計画の変更の内容が確認できる書類を添付して速やかに提出すること</p> <p>……………【事前協議の取下げ】……………</p> <p><input type="checkbox"/>事前協議取下げ書（様式第21号）を速やかに提出すること</p> <hr/> <p>法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第2条、第21条
	<p>(2)標識の設置</p>	<p>住民説明会の30日以上前から変更許可申請予定日まで設置する</p>

手続き内容	期間等	提出書類
(3)住民説明会の開催等 (意見の申出・近隣住民との協議)	標識を設置したときは、変更許可申請予定日の60日前までに開催する	<input type="checkbox"/> 説明会開催報告書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 説明会で配布した資料 (2) その他市長が必要と認める書類 対象住民：計画に係る納骨堂の区域の周囲120m以内の区域に土地又は建物を所有又は使用する者、納骨堂の経営により上記と同程度の影響を受けると認められる者（近隣住民等という）
	(説明会が開催された日から30日以内に近隣住民等から意見書の提出があった場合)	<input type="checkbox"/> 協議状況報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 近隣住民等から提出された意見書の写し (2) 意見書に対する見解を示した書面の写し 近隣住民等との協議：意見書の提出があった日から20日以内に、当該申出をした近隣住民等へ意見書に対する見解を書面により示し、理解を得よう努めること 法令等 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第3条、第5条～7条
(4)変更許可申請		<input type="checkbox"/> 墓地等変更許可申請書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 添付書類 様式裏面記載のもの（事前協議で添付したものと概ね同じ書類） 法令等 ●墓地、埋葬等に関する法律第10条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第9条
(5)許可/不許可	標準処理期間30日	<input checked="" type="checkbox"/> (市) 許可書または不許可書を交付する <input checked="" type="checkbox"/> (市) 許可をしたときは、市の墓地台帳へ登載する 法令等 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条～8条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第11条、第17条～18条、第20条
(6)工事完了検査	許可を受けた場合は工事完了後に速やかに提出する	<input type="checkbox"/> 墓地等工事完了届出書（様式第14号） <input checked="" type="checkbox"/> (市) 検査の結果、墓地を使用しても支障がないと認めるときは墓地等完成検査済証を交付する 法令等 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第13条
(7)管理者の届出		<input type="checkbox"/> 墓地等管理者設置届出書（様式第16号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 管理者の戸籍謄本 (2) その他市長が必要と認める書類 <管理者を変更した場合> <input type="checkbox"/> 墓地等変更届出書（様式第17号） 管理者の戸籍謄本を添付して速やかに提出すること 法令等 ●墓地、埋葬等に関する法律第12条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第14条～15条
(8)経営者・管理者の責務・遵守事項等		<input checked="" type="checkbox"/> 墓地等の出入口等使用者の見やすい位置に経営内容を表示すること 墓地等の名称、所在地、経営者及び管理者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び氏名、経営許可に係る許可の年月日及び許可番号並びに変更許可に係る許可の年月日及び許可番号、墓地にあっては墓地の面積及び墳墓の区画数、墓地等の全体の概略を示す平面図、その他市長が必要と認める事項 <input checked="" type="checkbox"/> 墓地等の経営者は、墓地等の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておくこと <input checked="" type="checkbox"/> その他法令等による墓地等の経営者及び管理者の責務等を遵守すること 法令等 ●墓地、埋葬等に関する法律第13条～17条 ●墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条～8条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条、10条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第15条、19条

墓地等の経営者及び管理者は、法令等に基づく責務や遵守事項等を確認うえ、墓地の適切な運営及び維持管理に努めてください。